

## 論文

# 特別活動の研究（その1）

生野金三・中谷陽子・豊澤弘伸・北村好史・生野桂子

A Study of Special Activities

SHONO Kinzo, NAKATANI Yoko, TOYOSAWA Hironobu,  
KITAMURA Yoshifumi, SHONO Keiko

## I はじめに

「特別活動」は、各教科、道徳、総合的な学習の時間と共に、小学校、中学校、高等学校の教育課程の一分野を占め、21世紀を主体的に生きる人間形成を目指す我が国の学校教育において、特に次のような事由より重要視されている。

- ・ 自ら学び、自ら考える力を育成すること、個性を生かす教育を充実すること（教育課程の基準の改善のねらい）
- ・ 豊かな人間性の育成、体験的な学習の重視（教育課程の基準の改善のねらい）
- ・ いじめ、不登校、凶悪化する青少年非行等の憂慮すべき状況、子供達の倫理観や社会性の不足（教育課程の基準に当たっての基本的な考え方）

これらは、いずれも1998年の教育課程審議会答申（「幼稚園、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校の教育課程の基準の改善

について) において強調されている内容である。以下に、特別活動との関わりを見てみる。

児童生徒の学校生活において、生活行動や学習活動を展開する最も基盤となる集団が学級である。学級を舞台とする児童生徒の諸活動を、基盤に確り支え、その自主的・実践的活動を推進し、支援する基本的母体として大きな力を有しているのが学級経営である。その学級経営の中核となっているのが「学級活動」である。学級活動は、今回改訂された新しい特別活動の内容のA領域（小学校、中学校における特別活動の内容を見てみると、前者の小学校では「A学級活動」「B児童会活動」「Cクラブ活動」「D学校行事」の四領域で構成され、一方後者の中学校では「A学級活動」「B生徒会活動」「C学校行事」の三領域で構成されている。）に位置している。小学校、中学校に共通する学級活動の特質としては、

- 学校生活の基盤である学級を単位とする自主的、実践的な活動である。
- 集団を構成する一員としての資質や能力・態度を育てる活動である。
- 児童生徒が自ら当面している諸問題の解決を通して自己指導力を養う活動である。
- 人間としての生き方の真髄を児童生徒が具体的な活動によって学ぶ場である。
- 学級や学校の生活への適応を図る活動の場である。<sup>4)</sup>

等がある。学級活動の特質に掲げられている「自主的、実践的」「集団を構成する一員としての資質や能力・態度」「自己指導力」「人間としての生き方」「具体的な活動」「学級や学校の生活への適応」等の文言には、対人関係が密接な集団である学級において、日常生活上の諸問題、教科等の学びの姿勢等を、学級担任の適切な指導のもと、個々人が個性を發揮しながら具体的な活動を展開する中で、自ら解決したり、構築したりするような教育活動が内包されている。斯様にして学級活動においては、個の充実（生徒指導）と集団の質の向上（集団指導）<sup>5)</sup> が図られ、延いては手段的

な活動と自己実践的な活動<sup>③</sup>の基盤が構築されていくのである。

以上は、A学級活動の特質の様相であるが、斯様なことから特別活動が21世紀を主体的に生きる人間形成を目指す我が国の学校教育において、重要視されていることの一端を窺い知ることができよう。

斯様に戦後発足した我が国の特別活動はその時々々の教育課題を反映しながら、教育課程の中における独自の意義と役割が認められ、整備・充実されてきたといえよう。不易と流行という言葉があるが、学習指導要領の改訂の折りに常にその基本的な性格が確認され、充実され、高められてきたものが特別活動の不易の部分とすれば、我が国の社会や経済の進展に伴って、要請されたものが特別活動の流行の部分<sup>④</sup>と言えよう。この両者は、前者の不易の確固たる基盤となるものが存在してこそ後者の流行の要請や期待に応えられるという関係にある。斯様なことを鑑み、特別活動の歴史や経緯を振り返り、その特質とその折々に期待された特別活動の役割を明確にしていくことは極めて意義のあることである。斯様な把握の観点より、本論では戦後の特別活動を、学習指導要領の制定と改訂の歴史を追うことによって、不易そのものの本質を探ることを目的とする。

## II 戦後の特別活動

### 1 「自由研究」からの発足（昭和22年『学習指導要領 一般編（試案）』）

昭和22年に戦後初めての『学習指導要領 一般編（試案）』が文部省より出版された。その教科課程（現在の教育課程）の中に社会科及び家庭科と共に「自由研究」の時間が設けられた。この自由研究は、小学校においては第4学年以上（一年間の総時数は、各学年70時間より140時間取扱うとし、1週間に1時間より4時間行うとしている。）そして中学校においては第1学年より第3学年まで（「選択科目」の一つとして位置付けられている。一年間の総時数は、各学年35時間より140時間取扱うとし、1週間に1時間より4時間行うとしている。）それぞれ行うとしている。この

自由研究は、現在の特別活動の原型と考えられるが、しかし自由研究における活動の目標は明示されなかった。また、これは法令上は教科（「教育課程」として教科に位置付けられた）とされていたが、その性格は教科と異なる内容のものであった。

以下にその活動内容を掲げる。

- (1) 個々人の興味や能力に応じた活動を教科の発展として行う自由な学習
- (2) 同好の者が集まって自由な学習を進める組織としてのクラブ活動
- (3) 学校や学級に対して負っている責任を果たすための当番や学級委員としての仕事<sup>(6)</sup>

(1)は、教科学習においてその学習内容に関わる興味や疑問点等をもっと探究したいという場合、それを自由研究の時間を活用して学ばせる場合のことである。具現すれば、図画工作の発展として絵画を学びたいという児童生徒に対しては、個性の赴くところにしたがって、それを伸長するために自由研究を活用するということである。学習指導要領では、個性の赴くところにしたがって、そしてそれを伸長するということを強調し、その方向としては「工作」「理科の実験」「書道」等の多様な活動が存在しているとされている。次いで、(2)の場合であるが、これは学年の枠を離れ、同好の者が集まって、教師の指導のもと学習を一緒に進める組織、つまりクラブ組織をとって活動のために活用する場合のことである。その例として、学習指導要領では音楽クラブ、書道クラブ、手芸クラブ、スポーツ・クラブ等を掲げている。最後に、(3)であるが、これは学習者である児童生徒が学級や学校の共同生活の円滑な運営を図るために当番の仕事をするとか、学級の委員の仕事をするとかいった活動のために活用する場合である。

この自由研究の時間の内容は、教科の発展的な内容のものからクラブ活動的な内容のもの、更には学級活動的な内容のもの等が混在している。活動内容の(2)と(3)は、正に現在のクラブ活動及び学級活動の原型であるといえよう。

先に中学校における「自由研究」は、選択科目として位置付けられるとした。その具体的内容を以下に簡約する。選択科目は、外国語、習字、職業、自由研究の四科となっている。これらの中よりいずれの教科を選択するかをめぐっては、生徒個人の希望を前提としているが、実際の問題を配慮して、学校側で設定しても良いとされている故、実質的には学校側が選択設定することになった。<sup>(6)</sup>

『学習指導要領 一般編（試案）』における自由研究の位置付けを見てきた。自由研究の位置付けより、昭和22年の『学習指導要領 一般編（試案）』では、児童生徒の生活（個性や個人差等）を尊重し、その観点より学習全体の計画を構築していることの一端を垣間見ることができよう。斯様な意味では、個人の経験と主体的な活動を重視する教育課程観が顕在化してきたといえよう。その様相を『学習指導要領 一般編（試案）』より少し見てみる。

『学習指導要領 一般編（試案）』の序論の「一 なぜこの書はつくられたか」の冒頭に、

内容を中央できめること、それをどんなところでも、どんな児童にも一様に当てはめて行こうとした。だからどうしてもいわゆる画一的になって、教育の実際の場での創意や工夫がなされる余地がなかった。このようなことは、教育の実際にいろいろな不合理をもたらし、教育の生気をそぐようなことになった。<sup>(7)</sup>

と従来の教育が権力による上からの画一主義であったとし、更に、

教育の現場で指導にあたる教師の立場を、機械的なものにしてしまつて、自分の創意や工夫の力を失わせ、ために教育に生き生きした動きを少なくするようなことになり<sup>(8)</sup>

と、教師を国家のロボットとしてしまったという反省が触れられている。

これに対し、序論の「二 どんな研究の問題があるか」の項では、

これまで我が国の学校で行われていた指導法は、ともすると単純で決まりきっていて、豊かな児童の生活の動きや、その地域の自然や社会

の特性や、学校の設備などが活かされていないうらみがあった。われわれは、もっといきいきした豊かな方法を地域に即し、学校に即し、児童に即して研究しなくてはならない。<sup>(9)</sup>

とし、従来の反省に基づいて、教育を再構築する必要があると説いている。そして、その方途として「教材の研究も方法もきわめて必要である」と前置きし、

特に指導の結果を正確にしらべて、そこから教材なり指導法なりを吟味することがたいせつである。<sup>(10)</sup>

としている。ここでは、実践指導の結果を考察することによって教材や指導法が適切であるか否かを判断し、それを反映する仕方での学習指導法を構築していくことが望ましいとしている。

多様なことより、ここでは学習者である児童生徒の実態に応じた教育課程を創造していこうとする姿勢を垣間見ることができよう。このことは、翻ってみれば、学習者である児童生徒の主体的な活動を重視した教育課程の創造を志向していることに他ならない。これに加えて、地域や学校の特色に応じた教育課程の創造も重要視していることが理解できよう。

## 2 「特別教育活動」の性格の明確化（昭和26年『学習指導要領 一般編（試案）』 小学校の「教科以外の活動」と中学校の「特別教育活動」によって）

昭和26年の『学習指導要領 一般編（試案）』の改訂に先立って、昭和25年10月に文部省初等局長より「小学校の教科と時間配当」に関する通達があった。それは、まず「学習指導要領 一般編中『小学校の教科と時間配当』について公表できるようになりました」と前置きがあり、そしてこの全体は「命令的なものでなく参考資料」とし、公表する教科と時間数等について「教育職員その他からいろいろ御意見を寄せられることを希望します。」<sup>(11)</sup> という趣旨のものであった。言わば、翌年の学習指導要領改訂に当たって、事前の意見を聴衆するのが目的であった。

そして、昭和26年に『学習指導要領 一般編（試案）』が改訂された。従来の自由研究が小学校では「教科以外の活動」、そして中学校では「特別教育活動」のそれぞれに変更された。以下、それぞれの諸様相について見てみる。

### (1) 「自由研究」から「教科以外の活動」へ（小学校）

先に触れたが、小学校では自由研究より教科以外の活動に変更されたのである。しかし、それを取扱う時間は明示されなかった。「教科についての時間配当の例」には、教科指導の時間のみ表示（1・2学年 国語・算数=45%~40%、社会・理科=20%~30%、音楽・図画工作=20%~15%、体育=15%。3・4学年 国語・算数=45%~40%、社会・理科=25%~35%、音楽・図画工作=25%~15%、体育=10%。5・6学年 国語・算数=40%~35%、社会・理科=25%~35%、音楽・図画工作・家庭=25~20%、体育=10%）されている。その備考(a)に「学校は個々に掲げられた教科以外に教育的に有効な活動を行う時間を設けることが望ましい。」と教科以外の教育の必要性について触れているものの、教科以外の教育の時間数がどの程度想定されたかについては定かでない。文部省の説明では、備考の(b)に「教科と教科以外の活動を指導するに必要な一年間の総時数」の基準（1学年および第2学年 870時間、第3学年および第4学年 970時間、第5学年および第6学年 1050時間）が表示され、1~2年は1週間に23時間、3~4年は25時間30分、5~6年は28時間、1か年間38週の指導をするものとして<sup>(12)</sup> いる。

以上は、教科以外の活動の取扱う時間をめぐってのことであるが、次にその内容について触れることにする。

教科以外の活動は、「(a) 民主的組織のもとに、学校全体の児童が学校の経営や活動に協力参加する活動」と「(b) 学級を単位としての活動」の両方で構成されている。前者の「(a) 民主的組織のもとに、学校全体の児童が学校の経営や活動に協力参加する活動」は、「(i) 児童会（従来自治

会といわれたもの」「(ii)児童の種々な委員会」「(iii)児童集会」「(iv)奉仕活動」等の四者より成っている。一方後者の「(b)学級を単位としての活動」は、「(i)学級会」「(ii)いろいろな委員会」「(iii)クラブ活動」等の三者より成っている。以下にこれらの様相を見てみる。

(a) 民主的組織のもとに、学校全体の児童が学校の経営や活動に協力参加する活動

まず、「(i)児童会（従来自治会といわれたもの）であるが、それは「全校児童によって選挙された代表児童をもって組織されるものであって、代表児童は個の組織を通じて、全児童に代って発言し、行動し、学校生活のよい建設に協力参加することを目的とする」ものである。従来の自治会と呼称されるものを児童会としたのは、「自治会というときには学校長の権限から離れて独自の権限があるかのように誤解される恐れがあるから」という理由による。

次いで、「(ii)児童の種々な委員会」であるが、それには児童会のもとに行う学校新聞の発行、学校放送の実施、学用品類の共同購買、校舎内外の清掃、整備、掲示物の展示とその管理、学校図書館の運営、運動場や運動器具の管理と遊びや運動の奨励、飼育・栽培・気象の観察、こども銀行の経営等の委員会活動（「児童会は、学校長より任された権限の範囲内で、学校経営の実践の仕事に参加協力するために、いくつかの部あるいは班をもうけ、その仕事を分担させる必要が起こるであろう。各部あるいは各班はそれぞれの委員会によって構成される。」）がある。

更に、「(iii)児童集会」であるが、それは「全校児童が一堂に会して」行う発表会、運動会、音楽会、展覧会、学芸会等の集会のことである。

最後に、「(iv)奉仕活動」であるが、それは「児童会の決定に基づいて、地域社会と密接連絡をと」って行う交通関係、施設の清掃・整備、保健衛生、道徳振興、共同募金等の活動のことである。



（b）学級を単位としての活動

まず、「(i)学級会」であるが、それは「学級に関するいろいろな問題を討議し解決するために、学級の児童全体が積極的に参加する組織」で、「民主社会のよい市民としての性格や態度」が形成されることを目的としている。

次いで、「(ii)いろいろな委員会」であるが、それには様々な委員会による学級内の仕事の処理で、具体的には出席をとること、机や椅子の整頓や清掃、図書の貸出しや整理、黒板や掲示板の管理や掲示、提出物を集める仕事、運動具の管理等の活動がある。

更に、「(iii)クラブ活動」であるが、それは「学年の区別をすてて特殊な興味をもった子どもたちが、クラブを組織し、自己の個性や特徴を伸ばすことを目的とし行う音楽クラブ、演劇クラブ、科学クラブ、絵画クラブ、書道クラブ、手芸クラブ、スポーツクラブ等のことである。（「(b)学級を単位としての活動」に「クラブ活動」が入っているが、これは誤植ではないか。）

昭和26年に改訂された『学習指導要領 一般編（試案）』においては、自由研究において強調されていた個々人の興味と能力に応じた自由な研究は取り上げられていない。それは、各教科の学習指導法の進歩によって各教科の学習の時間内にその目的を果たすことができるようになったためである。上記の内容は、自由研究の反省を踏まえて、従来比較的軽視された領域に積極的な教育的な価値を認めようという考え方が加わって設置<sup>(13)</sup>されたものである。ここには、現在の特別活動の基盤となるような方向性が示されている。

（2）「自由研究」から「特別教育活動」へ（中学校）

先に触れたが、中学校では自由研究より特別教育活動に変更されたのである。小学校の教科以外の活動と異なり、この特別教育活動では取扱う時間が明示（「中学校の教科と時間配当」を見てみると、特別教育活動の時

間は1学年より3学年まで、それぞれ70時間（最低）より175時間（最高）取扱うように明示）されている。

上記のように特別教育活動の取扱う時間が明示され、その位置付けが従来より明確になった。そして、その意義をめぐっては、学習指導要領で改めて（この「特別教育活動」の名称をめぐっては、昭和26年に『学習指導要領 一般編（試案）』が改訂される2年前の通達〈昭和24年『新制中学校の教科と時間数』の改正について〉という通達において「自由研究」より「特別教育活動」に変更）において変更が明示されている。）、次のように説明している。特別教育活動は、

従来教科外の活動とか、課外活動とかいわれた活動を含むが、しかし、それと同一のものと考えすることはできない。ここに特別教育活動というのは、正課の外にあって、正課の次にくるもの、あるいは、正課に対する景品のようなものと考えてはならない。<sup>(14)</sup>

とし、正課そのものの重要な一部分であるとしている。加えて、

教育の一般目標の完全な実現は、教科の学習だけでは足りないものであってそれ以外に重要な活動がいくつもある。教科の活動ではないが、一般目標の到達に寄与するこれらの活動をさして特別教育活動と呼ぶのである。したがって、これは単なる課外ではなくて、教科を中心として組織された学習活動でないいっさいの正規の学校活動なのである。<sup>(15)</sup>

と、教育の一般目標を達成するために特別教育活動は不可欠の存在であるとしている。更に加えて、「特別教育活動は、生徒たち自身の手で計画され、組織され、実行され、かつ評価されなければならない。」と特別活動の特質に触れ、その結果、「生徒みずから民主的生活の方法を学ぶことができ、公民としての資質を高めることができるのである。」と特別教育活動の目標を達成することが可能であるとしている。

斯様に学ぶ方法の体得や公民としての資質の向上に当たって、学習指導要領で最も重要視していることは「なすことによって学ぶ」という原則で

ある。それをめぐって、学習指導要領では、

教科の学習においても、「なすことによって学ぶ」という原則は、きわめて重要であり、実際にそれが行われなければならないが、特に特別教育活動はこの原則を強く貫くものである。<sup>(16)</sup>

とし、経験主義の理念を背景にした教育課程を基盤にしていることが分かる。そのことは、学習指導要領の「Ⅲ 学校における教育課程の構成」の「1 教育課程とは何を意味しているか」の項で「本来、教育課程とは、学校の指導のもとに、実際に児童・生徒がもつところの教育的な諸経験、または、諸活動の全体を意味している。」<sup>(17)</sup> としていることより容易に想像できよう。

以上が、昭和26年の『学習指導要領 一般編（試案）』において特別教育活動が設けられた背景であるが、斯様に特別教育活動の趣旨を捉えるならば、その領域は広範囲にわたる。

特別教育活動は、「ホームルーム」「生徒会」「クラブ活動」「生徒集会」等の四者よって成っている。以下にその様相を見てみる。

まず、「ホームルーム」であるが、それは「大きな学校生活を構成する一つの単位として、すなわち、『学校における家庭』として」、「生徒のもつ諸問題を取り上げて、その解決に助力し、生徒の個人的、社会的な成長発達を助成したり、職業選択の指導を行ったりするところ」とを位置付けている。そして、ホームルームにおける生活目標として、次の三者<sup>(18)</sup>を掲げている。

- ・ 個人としての成長を望みながら、団体として啓発し合い、さらに、成長発達の指導を受ける機会をもつこと。
- ・ 人間尊重の理想を行為に生かし、責任や義務をじゅうぶんに果たし、また当然の権利はこれを主張する習慣と態度を養うこと。
- ・ よい社会生活に必要なあらゆる基礎的な訓練の場をもつこと。

次いで、「生徒会」であるが、これは公民形成のために経験を与えることを目的としている。この活動によって「民主主義の原理を理解すること

ができ、奉仕の精神や共同の精神を養い、さらに団体生活に必要な道徳を向上させることが可能となる。この生徒会は、生徒自治会と呼称されることがあるが、それを取って生徒会としたのは、「生徒自治会というときは学校長の権限から離れて独自の権限があるかのように誤解されるおそれがあるという理由による。生徒代表から組織される生徒評議会やその中に設けられているいくつかの委員会より成る生徒会は、様々な規則を作り、それを実行することになるが、「全生徒は、これらの評議会や委員会を通じて、学校生活を改善するためのいろいろな問題の解決に参加するのである。」としている。ここで、生徒会を種々の問題解決の実際的な場として位置付け、加えて民主主義の原理を理解する上で不可欠の場が経験であると捉えている点は刮目すべきである。先に学習指導要領において、特別教育活動は「なすことによって学ぶ」という原則を強く貫くものであるとしたが、正に生徒会活動はその中心的な活動であったと考えられる。

更に、「クラブ活動」であるが、それは全生徒が参加した自発的な活動で、「生徒の団体意識を高め、やがてそれが社会意識となり、よい公民としての資質を養うこと」が可能となる。このクラブ活動を組織する際の注意事項として、

- ・ 生徒の関心・興味・希望・能力をよく調べて、それに基づいてクラブを組織する。
- ・ クラブは生徒の必要・関心に適合するようにつくられるべきで、教師の一方的な机上計画に従うべきでない。
- ・ 生徒は強制されてはいけない。生徒がクラブ活動の中心である。したがって、クラブ組織については、生徒評議会の会議でじゅうぶん討議され、審議されるべきである。教師は指導者となって働いてもよいが、生徒の意見を重んじなければならない。
- ・ クラブ活動の多くは、季節に関係があるから、ある季節だけつくられるクラブもいくつかあってよい。<sup>(19)</sup>

等の五者を掲げている。

最後に、「生徒集会」であるが、これは全校生徒が一堂に会し、発表、討議、演劇、音楽会等の機会を持つことによって、教育的効果を期待される活動である。これらの実施によって、

- ・ 一貫した学校精神に触れる機会を与えられる。
- ・ 学校の気風をつくり、世論を発展させることができる。
- ・ 校風を高め、りっぱな伝統を築きあげることができる。
- ・ 芸術・音楽・演劇などの鑑賞力を養うことができる。
- ・ 生徒にとって、自分の意見や考えを発表する機会を与えられる。
- ・ 学校のいろいろのできごとを解決する機会を与えられる。<sup>(20)</sup>

等の目標を達成することが可能であるとしている。

以上が特別教育活動の内容である。これは教科の活動ではないが、ここでは一般目標の到達に寄与することを願ってこのような活動が掲げられている。そして、教科の学習と同様に「なすことにとって学ぶ」という原則を基盤に置いている。

昭和26年に改訂された『学習指導要領 一般編（試案）』に掲げられている「教科以外の活動」と「特別教育活動」の諸様相を見てきたが、小学校と中学校においての名称の不統一が内容の系統性という点から気になるところである。

### Ⅲ おわりに

表題に示したごとく、本稿は「特別活動の研究」の第1報である。今回は、戦後初めての『学習指導要領 一般編（試案）』（昭和22年）と昭和26年改訂『学習指導要領 一般編（試案）』とに視点を当て、そこにおける特別活動の様相を探ってきた。先に触れたようにいずれの学習指導要領も経験主義の理念を背景にしていることが分かった。就中、それは昭和26年の『学習指導要領 一般編（試案）』において顕著に認められた。学習指導要領では教育課程をめぐって「学校の指導のもとに、実際に児童・生徒

がもつところの教育的な諸経験、または、諸活動の全体を意味している。」とし、そしてこれらの諸経験は教科書や教具や設備等というような物的なものを媒介として、児童生徒と教師との相互の働き掛け合いによって生じるとしている。そしてその結果として「児童・生徒は、有益な経験を積み教育的に成長発達するのである。」と指摘する。教育課程を「教育的な諸経験」「諸活動の全体」と捉えているが、正にこれは経験主義の理念を背景にした捉え方である。そして、児童生徒が経験したことを基盤に組織的に整った学校によってそれを豊かなものに拡大成長せしめようとしている点は経験主義の教育課程と軌を一にする捉え方である。斯様に個々人の経験を基盤に教育課程、あるいは学習指導を構想している点よりみても昭和26年の『学習指導要領 一般編（試案）』は経験主義的な性格を有しているといえよう。その中核をなしているのが「教科以外の活動」と「特別教育活動」といえよう。（この稿続く）

## 注

- (1) 教員養成基礎教養研究会・高橋哲夫他編 『特別活動研究』 教育出版 PP.42-43参照
- (2) 同上書 p.157
- (3) 高旗正人・倉田侃司編著 『新しい特別活動指導論』 ミネルヴァ書房 p.91
- (4) 教員養成基礎教養研究会・高橋哲也他編 『特別活動』 前掲書 p.23参考
- (5) 豊澤弘伸・生野金三 『特別活動の研究』 学教図書出版会 p.13
- (6) 文部省 『学習指導要領 一般編（試案）』 日本書籍 PP.18-19参照
- (7) 文部省 『学習指導要領 一般編（試案）』 日本書籍 p.1  
『学習指導要領一般編（試案）』には、戦後の教育課程政策の大きな転換を象徴的に示した文言が存在する。

いまわが国の教育はこれまでとちがった方向にむかって進んでいる。この方向がどんな方向をとり、どんなふうのあらわれを見せているかということは、もはやだれの胸にもそれと感ぜられていることと思う。このようなあらわれのうちでいちばんたいせつだと思われることは、これまでとかく上の方からきめて与えられたことを、どこまでもそのとおりに実行するといった画一的な傾きのあったのが、こんどはむしろ下の方がみんなの力で、いろいろと、作りあげて行くようになって来たということである。（同上書 p.1）

この書は、学習の指導について述べるのが目的であるが、これまでの教師用書のように、一つの動かすことのできない道をきめて、それを示そうとするような目的で作られたものではない。新しく児童の要求と社会の要求とに応じて生まれた教科課程をどんなふうにして生かして行くかを教師自身が自分で研究して行く手びきとして書かれたものである。しかし、新しい学年のために短い時間で編集を進めなければならなかったため、すべてについて十分意を尽くすことができなかつたし、教師各位の意見をまとめることもできなかつた。ただこの編集のために作られた委員会の意見と、一部分の実際家の意見によって、とりいそぎまとめたものである。この書をよまれる人々は、これが全くの試みとして作られたことを念頭におかれ、今後完全なものをつくるために、続々と意見を寄せられて、その完成に協力されることを切に望むものである。」（同上書 p.2）

- (8) 同上書 p.1
- (9) 同上書 p.2
- (10) 同上書 p.2
- (11) 『近代日本教育制度史料 第二十三巻』 大日本雄弁会講談社 p.115
- (12) 文部省 『学習指導要領 一般編（試案）』 明治図書 p.26
- (13) 宮川八岐 『新小学校教育課程講座 特別活動』 ぎょうせい p.33

昭和26年改訂の『学習指導要領 一般編（試案）』では、「自由研究の時間に代って新たに教科以外の活動の時間を設けたことについて」次のように指摘する。

『教科とその時間配当表』には従来あった自由研究がなくなっている。昭和22年に発行された学習指導要領一般編には、自由研究の時間の用い方として、(1)個人の興味と能力に応じた教科の発展として自由な学習、(2)クラブ組織による活動、(3)当番の仕事や、学級要員としての仕事をあげている。これらの活動は、すべて教育的に価値あるものであり、今後も続けられるべきであろうが、そのうち、自由研究として強調された個人の興味と能力に応じた自由な学習は、各教科の学習指導法の進歩とともにかなりにまで各教科の学習の時間内にその目的を果たすことができるようになったし、またそのようにすることが教育的に健全な考え方であるといえる。そうだとすれば、このために特別な時間を設ける必要はなくなる。（文部省 『学習指導要領 一般編（試案）』 前掲書 p.21）

昭和26年改訂の『学習指導要領 一般編（試案）』では、「教科以外の活動が、適切に指導されるならば、児童を望ましい社会的行動に導くことができ、〈中略〉児童の成長発達について、次のようなよい結果を期待することができるであろう。」と指摘する。

- ・ 学校の経営に積極的に参加し、自分たちの社会としての学校を明確に認識し、学校生活を楽しむようになる。
- ・ 自己の意見や考えを発表する能力を高め、学校のいろいろなでき事を解決する能力を高める。
- ・ 礼儀や規律を重んじ、りっぱな校風を作るようになる。
- ・ 企画性や共同性を高め、仕事の遂行に喜びを感じるようになる。
- ・ 民主生活のしかたを学び、状況に応じてよい指導者となり、またよい服従者となるようになる。

- ・ 奉仕の精神を養い、社会性を自覚し、社会人としての望ましい態度をもつようになる。
- ・ 閑暇の時を有効に用いることができるようになる。
- ・ 自分の個性を自覚し、自己を評価することができるようになる。
- ・ 自己の趣味を広め、芸術・音楽・演劇などの鑑賞力を高めることができる。 文部省 『学習指導要領 一般編（試案）』 前掲書 P.25

(14) 文部省 『学習指導要領 一般編（試案）』 前掲書 p.34

(15) 同上書 p.34

(16) 同上書 p.34

(17) 同上書 p.76

(18) 同上書 p.35

(19) 同上書 PP.35-37

(20) 同上書 P.37